

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
(株) ガイアート	東京都新宿区新小川町8-27

2. 指名停止措置期間

平成30年10月19日 から 平成30年11月18日 まで 1ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

(株) ガイアートは、当局香川河川国道事務所発注の「平成29-30年度 松崎舗装工事」の現場において、平成30年6月14日、照明柱の基礎掘削作業の実施にあたって、埋設物の管理者より、占用位置確認のための立会要請があり、試掘をする必要があったにもかかわらず、これを行わなかったため、四国電力(株) 所有の埋設管並びにこれに収容されていた、四国電力(株)、(株) STNet及び東かがわ市の各光ケーブルを損傷した。

これにより、四国電力(株) の光ケーブル利用者1法人及び(株) STNetの光ケーブル利用者2法人が、約7時間通信サービスを利用できず、東かがわ市の光ケーブルについては、約21時間、市内479戸でインターネットサービスや市の告知放送等を利用できない状態となった。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第5号の措置要件に該当し、また、前記措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止1ヵ月とする。

< 指名停止措置要領 別表第1第5号 >

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

< 問い合わせ先 >

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 池本 雄一 (内線2511)

総務部経理調達課長 中野 靖久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 山根 卓也 (内線2512)